

公立大学法人滋賀県立大学毒物および劇物管理規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 99 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における毒物および劇物（以下「毒劇物」という。）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物 法第 2 条第 1 項に定めるものならびに公立大学法人滋賀県立大学環境整備安全委員会（以下「委員会」という。）がこれに準じた取扱いおよび管理を要すると定めたものをいう。
- (2) 劇物 法第 2 条第 2 項に定めるものならびに委員会がこれに準じた取扱いおよび管理を要すると定めたものをいう。
- (3) 特定毒物 法第 2 条第 3 項に定めるものならびに委員会がこれに準じた取扱いおよび管理を要すると定めたものをいう。
- (4) 学部等 各学部(これらを基礎とする大学院の研究科および学部附属施設等を含む。)、全学共通教育推進機構、図書情報センター、地域共生センター、環境管理センターおよび事務局をいう。

(委員長の責務)

第 3 条 委員会の長（以下「委員長」という。）は、各学部等における毒劇物の管理に関し必要な指導、助言および啓発を行う。

(学部等の長の責務)

第 4 条 学部等の長は、各学部等における毒劇物の管理を総括する。

(毒劇物管理責任者の選任)

第 5 条 学部等の長は、各学部等の実情を考慮のうえ必要数の毒劇物管理責任者を選任し、委員長に毒劇物管理責任者（変更）届（様式第 1 号）により届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 学部等の長は、毒劇物管理責任者が旅行または疾病その他の事由により、第 7 条、第 10 条、第 11 条および第 12 条第 3 項の職務を行うことができないときは、その職務の代行者を指名し、委員長に届け出なければならない。

(毒劇物管理責任者名簿)

第6条 委員長は、前条第1項による届出があった場合には、毒劇物管理責任者名簿(様式第2号)を作成し、これに登録しなければならない。変更の届出があった場合にも、同様とする。

(毒劇物管理責任者の職務)

第7条 毒劇物管理責任者は、毒劇物による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

2 毒劇物管理責任者は、毒劇物の盗難防止のため、部外者等が容易に近づくことができない場所で、毒劇物を一般の薬品と区別して、堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に保管し、当該保管庫の鍵を管理しなければならない。

3 毒劇物管理責任者は、次条第2項から第4項に違背する行為があると認めた場合には、その行為を行った者に対し適切な措置を講ずるとともに、当該学部等の長に報告しなければならない。

(毒劇物取扱い)

第8条 毒劇物取扱者とは、次に掲げる者であって、当該学部等の毒劇物管理責任者から取扱いの許可を受けた者をいう。

(1) 毒劇物を職務上または教育研究上取り扱う必要がある者で、当該毒劇物についての安全に関する知識を有するもの

(2) 法第3条の2に規定する特定毒物研究者または特定毒物使用者

2 毒劇物取扱者でなければ、毒劇物を取り扱ってはならない。

3 毒劇物取扱者は、その取扱いに係る毒劇物を、その教育研究または職務以外の用途に供してはならない。

4 毒劇物取扱者は、毒劇物に係る毒劇物管理責任者の指示に従わなければならない。

(特定毒物取扱い)

第9条 特定毒物研究者または特定毒物使用者でなければ、特定毒物を取り扱ってはならない。

(毒物管理簿および劇物管理簿)

第10条 毒劇物管理責任者は、毒物管理簿(様式第3号)および劇物管理簿(様式第4号)(以下「管理簿」と総称する。)を備え、常に毒劇物の使用状況および保管状況を把握し、不要になった毒劇物については、あらかじめ学部等の長を経由し委員長に届け出て、適切に廃棄処分の処置を講じなければならない。

2 毒劇物管理責任者は、3月、6月、9月および12月の末日現在の毒劇物の保管状況を管理簿により、14日以内に当該学部等の長に報告しなければならない。

3 学部等の長は、前項による管理簿を取りまとめ、委員長に報告しなければならない。

(毒劇物の表示)

第 11 条 毒劇物管理責任者は、毒劇物に関し次のとおり表示をしなければならない。

区 分	容器および被包	貯蔵または陳列する場所
毒 物	「医薬用外」および赤地に 白色で「毒物」	同 左
劇 物	「医薬用外」および白地に 赤色で「劇物」	同 左

(事故の際の措置)

第 12 条 毒劇物取扱者は、その保管または取扱いに係る毒劇物が飛散、漏出、流出、滲出、または地下浸透した場合において、保健衛生上の危害が生じ、または生ずるおそれがあるときは、直ちに毒劇物管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

2 毒劇物取扱者は、その保管または取扱いに係る毒劇物が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに毒劇物管理責任者に届け出なければならない。

3 前 2 項の届出を受けた毒劇物管理責任者は、当該学部等の長および事務局財務グループ統括に、直ちにその旨を報告するとともに、第 1 項に規定する場合においては適切な措置を講じなければならない。

4 前項の報告を受けた事務局財務グループ統括は、委員長にその旨を報告するとともに、直ちに保健所、警察署および消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(細則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の際現に毒劇物を取り扱っている者で、第 8 条第 1 項第 1 号および第 2 号に該当し、毒劇物管理責任者に届け出たものは、同項に規定する毒劇物管理責任者の許可があったものとみなす。

3 この規程の施行に際し取り扱う者が定まらない毒劇物について、学部等の長は、速やかに廃棄処分の措置を講ずるものとする。

4 産学連携センターにおける毒劇物の管理については別に定める。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条、付則関係）